

社会福祉法人 福智会

クレジットカード利用規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 福智会（以下、本会）がクレジットカード（以下、法人カード）を契約・所有・利用するために、その取り扱いについて定めるものである。

(クレジットカードの所持の目的)

第2条 法人カードは、近年のインターネットを介した商品の購入、サービス等 提供を受けるにあたりクレジットカード決済が増加傾向にあるため、円滑な事務処理、業務軽減を図る目的で所持する。

(所有する法人カード)

第3条 所有する法人カードは以下の通りとする。

- ・クレジットカード 2枚

(基本的な保管場所)

第4条 法人カードの保管場所は、施設事務室の施錠できる場所とする。

(使用者)

第5条 法人カードの使用者は、理事長および施設の会計責任者とする。

(証憑書類)

第6条 法人カードを使用した時は、証憑書類として領収書または利用明細、または両方を提出する。

(使用の範囲)

第7条 法人カードの使用は、法人または施設の業務に関する支払いに限る。

(紛失、不正利用等)

第8条 法人カードを紛失した場合、または不正利用等の不測の事態となった場合は、直ちに理事長へ報告し、クレジットカード発行会社の規約に従って対応する。

(その他)

第9条 その他の使用に関しては、法人カードの規定に従う。

附則 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。